

北朝鮮のミサイル発射及び核実験に対し断固たる措置をとるとともに、国民の生命を守り安全の確保を求める意見書

朝鮮民主主義人民共和国（北朝鮮）においては、国連安全保障理事会決議に違反し、国際社会の反発や警告をも無視して弾道ミサイル発射や核実験という暴挙を繰り返している。

弾道ミサイルについては、ことしに入ってから、既に10発以上が日本海に向けて予告なしに発射されており、7月4日に続き28日にもICBMと見られる弾道ミサイルが発射され、いずれも我が国の排他的経済水域内に落下した。発射を保留する見解が示されたとの報道はあるものの、先般本県を初めとする中国・四国地方上空を通過させ米領グアム島沖に中距離弾道ミサイルを発射する計画を表明した後、8月29日には北海道上空を飛び越しグアム米軍基地への攻撃を想定した発射を行った。また、9月15日にも同様の弾道ミサイルを発射し、今後も日本上空通過を強行する姿勢を明確にした軍事的挑発をエスカレートさせている。

さらに、9月3日には国際社会の反対を顧みることなく爆発規模が過去最大と見られる6回目の核実験を強行し、「国家核武力を完成させる目標の達成に向けた契機になる」として、核・ミサイル開発を放棄する意思がないことを国際社会に見せつけ、我が国の安全に対する重大かつ差し迫った脅威が現実のものとなっている。

こうした行為は、我が国の安全保障に対する重大な脅威であるとともに、ミサイルや部品・破片の落下など不測の事態も懸念され、ミサイル通過が見込まれる中国・四国地方の国民の安全確保の観点から極めて深刻な問題であり、国民の不安は増大する一方である。

こうした中、国連安全保障理事会は、9月11日北朝鮮への経済制裁強化決議を全会一致で採択し、同時に「対話を通じた平和的解決」を呼びかけている。

よって、国におかれては、次の事項について万全の措置を講じられるとともに、毅然とした態度で対応されるよう強く要望する。

- 1 たび重なる弾道ミサイルの発射と核実験は、国民の生命・身体・財産、我が国の領土・領海の安全を脅かし、一連の国連安保理決議への明白な違反である。北朝鮮によるこうした暴走を食い止めるため、北朝鮮に対して厳重な抗議を行うとともに、国連などの場を通じて国際社会と連携し、外交・経済等あらゆる手段で、断固とした対応をとること。
- 2 ミサイル発射の兆候及び発射・飛来時の情報については、関係県に対して直ちに確実に情報提供を行うとともに、さまざまな情報媒体を活用して

具体的かつ詳細な情報提供を行い、国民を初め通過地域近海で操業する漁船などの船舶や航行中の航空機への周知に努めること。

- 3 万が一、弾道ミサイルやその部品・破片が落下するなど、不測の事態が発生した場合に備え、引き続き警戒・防護体制を強化するとともに、地方公共団体や鉄道・バス・船舶事業者、ライフライン事業者、消防・警察などの関係機関がとるべき住民避難や生活関連等施設の安全確保等の対応について明確化し、国民の安全確保に万全を期すこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

高知県議会議長 浜田英宏

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
外務大臣
農林水産大臣
国土交通大臣
防衛大臣
内閣官房長官

様